

# 天台における国土観の一考察

井上智裕

## 序

佛教における国土とは、佛教辞典によれば「法の王としての佛が位し、衆生を教化、救済する範圍<sup>1</sup>」とあり、佛の所居のことである。天台においては、国土を四種に分けた四土説が説かれている。

この四土説はおもに『維摩経』の随文釈である『維摩経文疏』(以下、『文疏』と略す)巻一に体系的に八重の佛国義として述べられている。

また、この四土説が『文疏』に論じられているのは、天台大師智顛が『維摩経』の一側面として佛国を説く經典として捉えていることによると見られる。すなわち、『文疏』では、『維摩経』の科段分け<sup>2</sup>にあたって、經典の中心となる正説分に述べられている趣旨を佛国の因果としているのである。また『維摩経』の経題釈である『維摩経玄疏』(以下、『玄疏』と略す)においても、五重玄義の宗玄義を不思議佛国の因果としていることから、智顛の『維摩経』の捉え方がうかがえる。

これら『玄疏』や『文疏』などの維摩経疏の撰述は、『国清百録<sup>4</sup>』や『智者大師別伝<sup>5</sup>』などの智顛の伝記によれば、最晩年に晋王広(のちの隋の煬帝)に天台の義を請われたことによるとされている。また、これら維摩経疏の別行本としては、天台の教学を述べた『三観義』や『大本四教義』、散逸したとされる『四悉檀義』がある。これら維摩経疏は、単に『維摩経』に対する天台の解釈を述べるためだけではなく、天台の教学を述べることを目的とした書物と考えられる。

また、これら維摩経疏に述べられる四土説は『維摩経』解釈にのみ

説かれ用いられるのではなく、天台三大部やその他の天台の書物においても、四土の名称が見られ、天台の国土説として用いられている。先学の研究<sup>6</sup>では、この四土説は、浄影寺慧遠の『大乘義章』浄土義における三種浄土(事浄土、相浄土、真浄土)をもとにして天台独自の思想によって展開したものであることが指摘されているのである。

本稿では、四土説にあらわされる天台の思想、特に天台において佛の土である国土をどのように捉えていたかということについて、『文疏』や三大部に説かれる四土やその体系から一考察を試みたい。

## 一 『維摩経文疏』における四土説

四土説は『維摩経』佛国品の品題を解釈する『文疏』巻一において、総説、別説(各説)、佛国の修因、見の不同、往生、説教、観心などの八つの観点から論じられている。その四土の総論として、

一には、染浄国すなわち凡聖共に居すなり。二には、有余国すなわち方便の行人の所住なり。三には、果報国、純法身の大士の所居すなわち因陀羅網無障礙土なり。四には、常寂光土すなわち究竟妙覺の居する所の処なり。

(新統蔵一八・四六五・c(四六六・a)

とあり、染浄国、有余国、果報国、常寂光土の四つの名称を挙げ、それぞれの人を、凡夫と聖人、方便の行人、法身の居士、妙覺と簡潔に述べている。以下では、八重に説かれる内、別説(各説)によって、さ

らにそれぞれの土の説示を見ていくことにしたい。

まず染浄国について、

染浄国とは、すなわちこれ九道の衆生の雜共栖止す。……(略)  
 ……六道三乘共居す。ゆえに染浄と云う。また凡聖同居国と名づくるなり。染浄国にすなわち、二種あり。一には穢。二には淨。一に穢とは善悪凡居なり。凡居にすなわち二種あり、聖居にまた二種あり。凡居の二種とは、一には悪衆生の居、すなわち四惡趣なり。二には善衆生の居、すなわち天人なり。聖同居の二種とは、一には実聖居、二には權聖居。実聖居とは、三果および後の羅漢、辟支佛、通教の六地、別教の十住、円教の十信の後心、界内の煩惱を斷すといえども、報身なお三界に存り。二に權聖の同居とは、方便国の羅漢、辟支、菩薩、偏眞法性身を受け有縁の衆生を利用するが為に願いて、同居土に応生す。実報無障礙国および常寂光国の円眞法性身の菩薩、妙覺佛、有縁の衆生を利用するが為に同居土に來生す。皆、これ權居なり。……(略) ……二に凡聖同居の淨土を明かすとは、西方無量壽國、また果報これに勝れども比喩すべきこと難しと、然もまたこれ染淨凡聖同居の國なり。……(略) ……聖生に權あり、實あり類して知るべし。これを染淨凡聖同居の淨國と名づく。ただ四惡趣無きをもつてのゆえに、ゆえに名づけて淨となす。……(略) ……論に云く、娑婆國土を名づけて染淨世界となす。

(新統蔵一八・四六六・a・b)

とある。まず、染浄国の別称として凡聖同居国としている。(以下では同居土とする)そして、この同居土を四惡趣の無い淨土と四惡趣の有る穢土に分ける。そのそれぞれに凡夫の居る凡居と、聖人の居る聖居があるとしているのである。

さらに、聖居について二つに分けている。それは、未だ三界に報身がある実聖居と、他の三土より衆生を利益するために來生した聖人である

權聖居である。權として仮に他の三土より來生した二乘菩薩を除いて、實生としてこの同居土の衆生は、六道の衆生と三界の煩惱を斷ずるが、いまだに斷じ尽していない三乘の人と見られる。つまり、三界、娑婆世界のことをさして同居土としているのである。

次に有余國については、

二に有余土を明かすとは、二乘、三種の菩薩、方便道を証する、この居する所なり。……(略) ……界内の通惑を斷じ尽くし、および恒沙を斷じ、余の別、無明の見思いまだ斷ぜず。分段の身を捨て、界外に生じて法性身を受く、すなわち變易生死あり。その受報の所の域を有余土と名づくるなり。……(略) ……また方便土と名づく、方便の行人の所居なればなり。

(新統蔵一八・四六六・b)

ここでは、方便道を証した、二乘や菩薩の土としており、前の同居土とは異なり、界内の通惑を斷じ尽くした人の土である。また、その惑について、界内の通惑は斷じ尽しているものの、塵沙の惑を斷じ尽しておらず、別惑である無明を斷じていないのである。よって、三界における分段生死する身から、界外の土である方便土において變易の生死を受けるとしている。

さらに、果報國については、

三に果報國を明かすとは、すなわちこれ因陀羅網蓮華藏世界、純諸法身の菩薩の所居なり。それ一実諦を觀じて能く無明を破す。法性を顯すをもつて眞實の果報を得る。しかして無明、いまだ尽きざれば、なお無明の為に無漏の業を潤されて、法性の報身を受く。報身の居する所の得報の淨域すなわちこの國なり。……(略) ……また実報無障礙土と云うことを得んなり。

(新統蔵一八・四六六・c)

とし、無明を破すが無明が尽きていない菩薩のみの所居である。また方

便土と同様に無明によつて報を受ける界外の土である。

そして常寂光土については、

四に常寂光土とは、妙覺、極智の照らすところの如法界の理、これを名づけて国となす。……(略)……この経に云く、無明の性すなわちこれ明と知ると。……(略)……不思議妙覺の極智の居する所のゆえに常寂光土と云うなり。

(新統藏一八・四六六・c)

とある。常寂光土とは、法界の理そのものを指して土とされているのである。また常寂光土は不思議妙覺の所居、つまり究竟な佛の所居とされているのである。

これらのように『文疏』に説かれる四土のそれぞれは、界内は凡夫三界の衆生の土としての同居土、また界外は二乗菩薩の土としての方便土、菩薩のみの土としての実報土、そして佛の土としての常寂光土と示される。これらは、それぞれの土に居する衆生やその断惑、無明の惑のあり方によつて、四種に分けているのである。

## 二 佛土における四悪趣について

さて、この四土説には、先に見た先学の研究によつて、四土のもととされた浄影寺慧遠の三土説と異なつた点が見られる。それは、佛土説における四悪趣の有無である。そこで、続いて、『大乘義章』の説を確認し、天台の四土説における四悪趣について検討していきたい。

先学の研究では、浄影寺慧遠の『大乘義章』に述べられる事浄土、相浄土、真浄土の三種浄土説は天台の四土との関連が指摘されている。それは、事浄土が同居土、相浄土が方便土、真浄土の離妄真が果報土、真浄土の純浄真が常寂光土に相当するとされているのである。

ここで、先学によつて、四悪趣を含む同居土に相当すると指摘される

『大乘義章』の事浄土について見ていくことにする。

事浄と言うは、これ凡夫人所居士なり。凡夫、その有漏の浄業を以つて浄境界を得る。衆宝莊嚴飾し事相、嚴麗なるを名づけて事浄となす。

(大正藏四四・八三四・a)

このように、事浄土は凡夫のいるところとして、浄業によつて得る浄なる境とされている。つづいて、さらに詳しくこの事浄土を二種に分けて論じられている。まず、その一つに、

一には、これ、凡夫求有の浄業所得の土なり。上諸天の所居等のごとし。これ、有の善業に従いて得に由るが故に、受用の時、還りて三有の煩惱結業を生じて、出道を生ぜず。

(大正藏四四・八三四・b)

として、有を求める凡夫の善業によつて得る、諸天の所居であるとしている。もう一方は、

二には、これ凡夫求出の善根所得の浄土なり。安樂国、衆香界等のごとし。出世の善業に従い得に由るが故に、受用の時、能く出道を生ず。衆の香飯、それ食すること有る者は、滅惑の道を生ずるがごとし。

(大正藏四四・八三四・b)

として、出を求める凡夫の善根によつて得る、安樂国、香積国などの浄土であるとしている。つまり事浄土は、善もしくは浄の業によつて得られる浄土なのである。

ただし『大乘義章』における事浄土には、悪業や四悪趣は説かれていない。この理由はいかなるものであろうか。

慧遠の三土説において四悪趣が含まれない理由について、『大乘義章』の書物としての性格、すなわち、『大乘義章』が当時の佛教の諸説を項目ごとに整理して述べたものであることが考えられる。つまり、『大乘

義章』では、教聚、義聚、染法聚、淨法聚、雜聚と大きな項目に分けてから、各項目について述べているのであるが、この三土説が述べられる淨土義は、淨法聚に収められ、四惡趣を含む六道義は苦報として染法聚に収められている。このように、淨影寺慧遠の三土説は淨土義として述べられているのであつて、あくまでも「淨土」を明かしているのである。すなわち、慧遠の三土説は、穢土と淨土とを分別した上での淨土について三つに分けて述べていると考えられる。

では、この慧遠の三土説をもとにしながら、智顛は四惡趣をその土の体系の中に含めた理由について考えていくことにしたい。天台の四惡趣の扱いについて『法華玄義』では三法妙を明かす中における衆生法、十如是の権実を明かす箇所において、

十如是を以つて十法界に約す。謂わく、六道四聖なり。皆、法界と称することは、その三意あり。十数は皆、法界に依る。法界の外に更に復、法無し。……(略)……この十は皆法界にして、一切法を撰す。一切法は地獄に趣きてこの趣を過ぎず。当体、即ち理にして更に所依無し。故に法界と名づく。乃至、佛界も亦復是の如し。

(大正蔵三三・六九三・c)

とあり、四惡趣を含む六道および四聖がすべて法界であることを述べている。そして、その一々はすべて法界に依るとしている。さらに、地獄ですらもその体は理であるとしているのである。すなわち、天台においては、地獄も他の四惡趣も法界の一つであり、そのもとは理そのものとしているのである。

さらに、『法華玄義』では三法妙の佛法妙において、佛と法について、

佛、豈に別の法あらんや。祇だ百界千如、これ佛の境界なり。……(略)……能く九界の権、一界の実に応じて、而も佛法に於て損減する所無し。諸佛の法、豈に妙ならざらんや。

(大正蔵三三・六九六・a)

とある。十界を互具した百界とその十如である千如すべてが、佛の境界であり、佛においては、十界のすべてに応じるのである。そのため、天台の四土説には、地獄、餓鬼、畜生、修羅の四惡趣も佛土の中に含まれているのである。また、すべての法を撰し、すべての衆生を撰する土が佛土である。ただし、淨土と穢土を分別した上での淨土が、佛土として展開しているのではない。その四惡趣を含む衆生そのもののあり方が、佛法に他ならないのである。このことが、四土に四惡趣を含めている意味であり、天台四土説の特徴の一つと考えられるのである。

この、すべてが佛法であり、法界であることということを踏まえて四土説を考えると、それぞれの土も各別ではないと思われる。以下では、この四土それぞれの関連について考察していくことにしたい。

### 三 四土のそれぞれの関連

まず、三界である同居土と界外である方便土、果報土の関連について、『法華玄義』利益妙を見ていくことにする。『法華玄義』利益妙、變易の益を述べる段では、見思の惑を破した人の所居である方便土について、以下のように論じられる。

九番に變易の益とは、これは是れ、方便有余土の人の益なり。前の八番の中に凡そ四処、或いは九処有り。謂わく、声聞、緣覺、通教の菩薩、別教の三十心、円教の似解なり。止だ見思を破して未だ無明を除かず。無明、無漏を潤して方便に生を受く。……(略)……

若し分別して言わば、謂わく方便土は三界の外に在り。若し事に即して而も真なれば必ずしも遠きに在るにあらず。下の文に云わく、若し能く深心に信解せば、則ち佛、常に耆闍崛山に在して、大菩薩声聞衆僧と共に圍遶せられ説法したまうと見ると為す。即ち方便土の意なり。

(大正蔵三三・七六〇・c) (傍線部筆者、以下同)

このように、分別するならば方便土は三界の外であるが、事に即して、しかも真であるとするならば、必ず遠くに在るわけではないとされている。続いて実報土の生を受ける人を述べている科でも同様に、

十番に実報土の益とは、即ち実報土の人の益なり。八番の中に兩人生ずること有り、方便土に又た二人あり、悉く無明を破して実相を見る者は方に生ずることを得。但だ無明の重数、甚だ多し。三賢十聖は実報に住すと雖も、報、未だ尽きず、猶お、疑惑有り。……(略) ……若し分別して言を為さば、謂わく実報は方便土の外に在り。若し事に即して而も真なれば、此れも亦た遠きにあらず。文に云わく、娑婆を觀見するに琉璃を地と為し坦然平正なり。諸台樓觀は衆宝の所成にして、純ら諸菩薩のみ咸く其の中に処す、と。即ち実報土の意なり。

(大正蔵三三・七六一・a)

とする。これは、前の三界と方便土と同じく、分別するならば実報土は方便土の外にあるとしているが、事に即して真であるとするならば、分別して必ず遠くにあるわけではなく、娑婆世界において実報土を觀るとするものである。こうして、三界、界内である同居土において、界外の方便土、実報土を觀るとしているのである。

また、これら三土と常寂光土との関連について『文疏』では、  
問うて曰わく、別に常寂光の土有るや。答えて曰わく、然らず。只だ分段、變易、即ちこれ常寂光土なり。螺髻の見る所、穢に即してこれ淨なるが如し。更に別に求めざるなり。故に經に、譬えば諸天、宝器を共にして食するに飯色に異有るが如しと云うなり。

(新統蔵一八・六二一・b)

ここでは、常寂光土は別にあるとするのかという問いに対して、他の三土における分段、變易の二種の生死が常寂光土であると、さらに、こ

の生死の土を離れて、別に常寂光土を求める所ではないとしている。また、ここで經証として引用されている『維摩經』の「譬如諸天共宝器食飯色有異<sup>86</sup>」では、

「譬如諸天共宝器食飯色有異」とは、「宝器」は寂光を譬う、「飯色有異」は余の三土を譬う。余の三土の報、寂光を出でず。寂光に約して、垢淨、見る所、同ぜざるを論ずるなり。

(新統蔵一八・五一八・a)

と述べて、三土の報は常寂光土を出ないとしている。つまり、三土の根本として常寂光土を置いているのである。また、その常寂光土について今、六十二見の衆生、未だ道を成ぜざれば、菩提を煩惱と為す。故に六十二の煩惱有り。衆生、若し道を成ずれば煩惱を菩提と為す。六十二見、計して煩惱を生ずる所の処、即ちこれ菩提真空常寂の淨土なり。

(新統蔵一八・六二一・a) (b)

とある。煩惱を持った衆生は、本来の菩提を煩惱として觀てしまっている。もし衆生が佛道を成じるならば、すなわち、佛になるならば、その煩惱がそのまま菩提となるのである。また、煩惱の生ずるところこそが常寂光土になるとされるが、これは、衆生が煩惱を生じている土に即して佛の常寂光土があることを明らかにしているのである。さらに、その煩惱も断たれるものではなく、それ自身が菩提であり、諸法は実相とする土を表しているといわれるのである。こうして、佛の所見と三界について『法華玄義』弁体では、

善悪、凡聖、菩薩、佛あり、一切、法性を出でず。正しく実相を指して以つて正体と為すなり。故に寿命品に云わく。「三界の三界を見るが如くならず。如に非ず、異に非ず。」と。三界の人の若きは、三界を見て異と為す。二乗の人は三界を見て如と為す。菩薩の人は、三界を見て亦如亦異なり。佛は三界を見るに非如非異なり。双べて

如異を照らす。今、佛の所見を取りて実相と為す、正体なり。

(大正蔵三三・六八一・b-c)

とある。ここでは、善悪も凡聖も菩薩も佛もすべて法性から出ることがないとした上で、それぞれの三界の捉え方について述べている。まず、三界に没在している衆生は、三界を俗として分別として見る。二乗は如として分別した但空の如と見、菩薩は三界を異(俗)とも如とも見、佛は三界を見て、異、如どちらにもとらわれずに双べ照らし、その佛の見るところが実相であるとしている。つまり、佛は三界において三界を実相として、常寂光土と観るとしているのである。

この所観の境と佛の所観について『玄疏』の佛国の因果を明かす観心に以下のように述べられている。

心の性、本と淨きこと虚空の如し、即ち是れ性淨の境なり。境は即ち国なり。観智、この心を覚悟す。是を名づけて佛と為す。初觀を因と名づけ、觀の成ずるを果と名づく。……(略)……能く諸数の上惑を排し、もつて心源の清淨土に還る。故に心淨ければ、即ち佛土淨しと云うなり。

(大正蔵三八・五六〇・b)

ここでは、心の本源が性淨の境であつて、この境を國としているのである。また、この心は本来、性淨であることを覚悟しているものが佛であるとしている。さらに、ここに述べられている心源の清淨なる土が常寂光土なのであろう。すなわち「還る」というように、もともと本来の土としての国土は、常寂光土そのものであることを示していると見られるのである。そして、心の心源のままに煩惱によらずに心のありようを観るならば、三界の国土が常寂光土として観られるということになるのではないだろうか。従つて、心が国土であつて、心のありようが国土のあり方となるように捉えられるのである。

さらに、心と国土について、『法華玄義』三法妙では、

但だ衆生法は太だ広く、佛法は太だ高し。初学に於て難しと為す。然るに心、佛及び衆生、是の三、差別無ければ、但だ自ら己心を觀じて則ち易しと為す。……(略)……根塵相對して一念の心、起るを觀するに、十界の中に於て必ず一界に属す。若し一界に属すれば、即ち百界千法を具して、一念の中に於て悉く皆な備足す。此の心の幻師は、一日夜に於て、常に種種の衆生、種種の五陰、種種の国土を造る。所謂る地獄の仮実国土、乃至、佛界の仮実国土なり。行人は当に自ら選択すべし、何の道に従うべきやと。

(大正蔵三一三・六九六・a)

とある。初学のものにとつては、衆生法は無数であるために観るには広く、佛の法は無上であり高すぎるとされるのである。そこで『華嚴經』を経証として心法と佛法と衆生法の差別は無いとした上で、己心の法を観るとしている。そして、その心において、常にさまざまな衆生、五陰、国土の三世間が造り出される。それは、地獄から佛までの十界の仮実国土のありようである。つまり、国土のあり方は、心に具わっているのである。よつて、同居土とも、方便土とも、果報土とも常寂光土ともなっていくのである。

#### 四 小結

以上のように、天台の国土観は四悪趣を含むすべての衆生の土を佛土として捉え、四土として別して説くものであつた。しかし、四土の本として常寂光土があり、その常寂光土は煩惱の生ずる処、つまり他の三土や三界に即しているのである。また、四悪趣や他の三土から離れず相即しているから、常寂光土なのである。また、方便土、実報土も三界において観るとしている。すなわち、そのそれぞれの観によつて三界ともなり、また界外、方便土、実報土ともなり、諸法実相なる常寂光土ともな

りえるとするのが天台の国土観なのである。また土の分別について『文疏』には

豈に能居の界域の別あらんや。ただ機に随いて物を化するをもつて、その真応の両身を説く、ゆえに事理二土を明かすなり。然るに本に非ざれば、もつて迹を垂るること無し。ゆえに応形応土あり、迹に非ざればもつて本を顯すこと無し。ゆえに物を引きて同じく法身の真国に帰すなり。……略……別して佛国を明かさば、諸佛、縁に随いて物を利す差別の相、無量無辺なり。今、略して四種と作し分別す。

(新統蔵一八・四六五・c)

と論じられる。本来、別なものではないが、化導の為に、衆生の機根に合わせて分別したのである。また、佛土は、佛と衆生との縁によるのである。その相は様々であるとした上で、まとめて四土としているのである。なお、中古天台以降では、この四土説については佛土義として複雑な論義が展開される、それらについての詳細な検討は今後の研究課題らしい。

## 註

(1) 岩波佛教辞典、二六五頁左 国土の項。

(2) 『文疏』の科段分けの箇所では正説分を以下のように分けている。

今、この経の文を開きて三分となすとは、一つに始め如是我聞より宝積の説く七言の偈に訖つて、文通別両序を具す。これ正説において由藉の義足す、名づけて序分となすなり。二つに宝積、佛国因果を請問するより已去し見阿闍佛品に訖て、十一品半の経文有り。皆な不思議解脱、佛国の因果を明かす。皆な是れ赴機の教、現在沾益す、並びに正説となすなり。法供養品より囑累品に訖つて明天帝の發誓弘經、如来の印可勸発囑累して未來に宜通し、流伝して絶えざらしむことを明かす。これ並びに流通に属すなり。(新統蔵

一八・四六四・c)

(3) 『維摩經玄疏』五重玄義に、「第一に五義を標せば、この経は不思議の法をもつて名と為し、不思議の眞性解脱を体と為し、不思議佛国の因果を宗と為し、不思議の権実折伏摂受を用と為し、不思議の帯偏頭円を教相と為す。」(大正蔵三八・五一九・a)とある。さらにその宗玄義の箇所では以下のようにある。「一經の始終は皆、因果を明かして佛国を成するなり。故に並びに用いて宗に當るべし。」(大正蔵三八・五五九・c)

(4) 『国清百録』における維摩經疏撰述に関する記録は、「王謝天冠並請義書 第四十八」(大正蔵四六・八〇七・b)「王重請義書 第五十」(大正蔵四六・八〇八・a)参照。

(5) 『別伝』にも『国清百録』と同文があり、その文の後に「智者は、頻りに辞すれども免れず。すなわち浄名經の疏を著す。」と続いている。(大正蔵五〇・一九五・b)

(6) 望月信亨博士は『中国浄土教史』において、智顛の四土説は浄影寺慧遠の三土説を継承したものとされている。安藤俊雄博士は『天台思想史』において智顛は慧遠の名目を駆使しつつ、実には新しい天台浄土論を展開したとされている。また、小林順彦氏は『天台学報』三八号「天台の四土説について」において「智顛の説と慧遠の説について、両師の浄土観は似ているが全く別のものである。……(略)……八識の唯識説を標榜とする慧遠と天台円教の三諦円融説を標榜とする智顛とは全く別のものであり、またその別個の思想を基礎に發表された浄土説が異なるのも至極当然のことである」と論じている。

(7) 註(6)参照

(8) 『維摩詰經』(大正蔵一四・五三八・c)

「譬えば諸天は宝器を共にして食するも、その福德に随いて飯の色

に異なるが如し。是の如く舍利弗よ、若し人にして心淨ければ、便ちこの土の功德莊嚴を見ん。」

(9) 『大方広佛華嚴經』(大正藏九・四六五・c)

「心は工画師の如く、種種の五陰を画き、一切世界の中に、法として造らざる無し。心の如く佛もまた爾なり。佛の如く衆生も然り。心と佛と衆生、是の三、差別無し。」